

## 成蹊大学公的研究費不正防止計画

2012/09/25 改正

成蹊大学において公的研究費の不正使用を防止するため、次のとおり、不正防止計画を策定する。

### 1. 責任体系の明確化

不正の発生する要因	要因の補足	対応する計画および実施状況
責任体系が明確でない。	補助金は研究代表者に配分され、組織としての責任体系が曖昧である。	責任体系を明確にするための規則を制定し、責任体系をホームページ上で公開している。
	人事異動により後任者への引継ぎが不十分で、後任者に責任体系に関する十分な認識がない。	前任者から後任者に対する十分な引継ぎを行うとともに、担当部署による説明を行う。 公的研究費の取扱いについての規則をホームページ上で公開し、学内に周知している。

### 2. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

不正の発生する要因	要因の補足	対応する計画および実施状況
使用ルールが遵守されない。	使用ルールと運用が乖離する。	科研費の使用に関し、教員対象の説明会を毎年1回開催し、ルールについて周知徹底を行っている。
		使用ルールと運用が乖離している場合には、原因を分析した上で、研究推進委員会でルールの再検討を行う。
補助金が、公的資金であるという意識が希薄である。	補助金に対して、研究者には自分で獲得した自分のもの、事務職員には機関管理として事務手続きを単に行うだけ、という意識がある。	公的研究費の適切な執行管理について、教員対象の研修会を毎年1回開催し、ルールについて周知徹底を行う。
		研究者・事務職員の倫理規範を定め、ホームページ上で公開している。 また、理工学部においても独自の行動規範を定め、ホームページ上で公開している。 研究者・事務職員には、教授会や公的研究費の説明会を通じ、これら倫理規定等を周知徹底する。
		公的研究費の執行にあたっては、研究者に使用ルールを遵守する旨の誓約書を提出させる。

### 3. 研究費の適正な運営・管理活動

不正の発生する要因	要因の補足	対応する計画および実施状況
年度末に予算執行が集中する。	年度末に予算執行が集中し、研究計画通りの研究費の使用ができない。	予算執行状況を把握できる状態であるので、必要な場合にはその都度、指導を行う。
研究者自身による発注で業者との癒着が生じる。	1件又は1組の取得価格が10万円未満の消耗品の発注は、研究者が自ら行っているため業者との不正な取引が生じるおそれがある。	検収デスクを新たに設置し、検収を専門とする事務職員を配置の上、2012年10月より、1円以上の物品については、すべて納品確認、検収を行う。 検収にあたっては、検収デスクが必ず現物と照合するとともに、検収印及び検収者の押印を徹底することで責任の所在を明確にする。

〔旅費〕 出張終了後に手続きが行われる。	目的との整合性や、他の業務との重複が確認できない。	出張手続きは、必ず事前に行わせることとしている。
〔旅費〕 カラ出張が行われる。	出張事実の確認不足により、出張旅費の水増しや架空請求のおそれがある。	出張報告書、航空券の半券（海外出張の場合）を提出させているが、今後、研究会の開催記録、学会の参加証明となるものを提出させることを検討する。
〔謝金〕 非常勤雇用者、アルバイトのカラ雇用が発生する。	管理が書類上でしか行われておらず、研究者以外の実施確認が行われていないので、カラ雇用が発生するおそれがある。	勤務報告書には研究者・勤務者双方の印鑑を押印させている。
		謝金は勤務者の銀行口座に直接振り込んでいる。
		事務職員により勤務実態を調査することを、今後、検討する。
〔物品費〕 納品書・請求書の記載内容が不十分である。	納品書・請求書に日付や営業担当者名の記載がないものがあり、業者との不正な取引のおそれがある。	日付や営業担当者名の記載がない納品書・請求書については、受理しないことを徹底する。
〔物品費〕 領収書の記載内容が不十分である。	複数の物品を購入した際、内訳が明記されていないために、業者との不正な取引のおそれがある。	領収書の記載内容が不十分な場合には、領収書の他に、内訳が記載されたもの（レシート等）を添付させている。

#### 4. 情報の伝達を確保する体制の確立

不正の発生する要因	要因の補足	対応する計画および実施状況
研究者・事務職員ともに、公的研究費に対する理解が希薄である。	公的研究費の使用に関する理解度、及びその適正な使用に対する取組みへの理解度が希薄であることから、不正の要因となる。	使用要領を随時改定し、学内説明会、ホームページでの公開により周知を行う。
		また、規則については、ホームページ上で公開している。
		研究者・事務職員の倫理規範を定め、ホームページ上で公開している。
		また、理工学部においても独自の行動規範を定め、ホームページ上で公開している。
		研究者・事務職員には、教授会や公的研究費の説明会を通じ、これら倫理規定等を周知徹底する。
		取引業者向けガイドブックを作成し、取引業者にも本学研究費使用ルールを周知する。

#### 5. モニタリングの在り方

不正の発生する要因	要因の補足	対応する計画および実施状況
監査体制が充分ではない。	内部監査を定期的に行っているものの、それだけでは、不十分である。	内部監査室の定期的な監査の他に、複数の研究資金を有する教員に対するモニタリング、消耗品等少額で多数の物品購入を行っている教員に対するモニタリングを行い、必要に応じて業者からのモニタリングを行う。

<p>監査体制及び不正防止計画が適正なものとなっていない。</p>	<p>国などの制度変更により、監査体制及び不正防止計画が適正なものでなくなり、不正を確認できない恐れがある。</p>	<p>監査体制及び不正防止計画が適正なものかどうかを研究推進委員会で、年1回チェックし、必要な場合は、その都度、見直す。</p>
-----------------------------------	--	--

#### 6. 公益通報者保護制度の確立

不正の発生する要因	要因の補足	対応する計画および実施状況
<p>不正を知っても通報しない。</p>	<p>不正を知った者が内部通報することにより解雇等の不利益な取扱いを受けることを恐れ通報しない。</p> <p>教員から不当な要求をされた取引業者が不正を通報することにより不利益な取扱いを受けることを恐れ通報しない。</p>	<p>通報した者に対する不利益を禁じた公益通報者保護制度に関する規則を制定し、体制（通報・相談窓口）を整備しているが、研究者、事務職員並び取引業者には、このことを周知徹底する。</p> <p>また、取引業者とは、安心して通報できるよう日頃から取引業者との信頼関係を構築する。</p>